

OPEN GATE PROJECT

－門前の扉が開く1ヶ月－

出店者募集要項

1. 事業の趣旨

津市まちなか再生事業が目的とする中心市街地の再生に向け、大門大通り周辺の空き店舗や店先の道路空間を開放し、商いや暮らしに関わる各種の活動に活用することで、次の4点を目的とした社会実験を実施します。

- 物件の認知を高め、潜在的な活用の可能性を広げること
- 実験終了後の本格的な出店につなげること
- 営業中店舗の参加により、沿道の一体感を醸成し、魅力を高めること
- 店先の道路空間の活用を、将来的な道路空間の再整備や活用につなげること

2. 募集内容

実施期間等	●準備期間：令和8年11月9日（月）～同年11月12日（木） ●実施期間：令和8年11月13日（金）～同年12月13日（日） ●撤収期間：令和8年12月14日（月）～同年12月18日（金）
実施場所	●大門大通り周辺の店舗等
物件・区画数	●4物件／8区画程度（詳細は「3. 対象物件」）
出店料	●1区画10,000円～20,000円程度（全期間・光熱水費込） ※物件ごとの金額は内覧説明会時にご案内します。
営業日・営業時間	●期間中10日以上は営業すること（困難な場合は応相談） ●10:00～17:00の営業を基本とする（その他の時間帯は応相談）
出店可能な業種・用途	●雑貨・服飾品・古着・古本・古物・弁当・菓子・野菜等の販売 ●作品の展示、ワークショップ等 ※調理を伴う飲食物の提供は原則不可（詳細は「8. 食品販売に関すること」）
応募資格（個人・法人）	●本事業の趣旨を理解し、内覧説明会に参加していること ●主催者（事務局）と締結する契約内容その他の規則を遵守できること ●津市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

応募方法・ 選考方法	●応募条件である内覧説明会に参加してください。参加にあたり事前に①～④の事項を事務局へメール又は電話により連絡してください。 ①氏名、②電話番号、③メールアドレス、④希望日（10月16日／17日） ●応募方法等は内覧説明会でご案内します。 ●応募多数の場合は、事務局において①～③の観点で選考します。 ①出店等の内容、②期間中の営業日数、③将来的な出店意向 ※同等の場合は申込受付順
---------------	---

3. 対象物件

	物件名	募集数	面積	備考
1	オーデン大門ビル（共用部）	2区画	約3.5m×2m	空調無、登録有形文化財
2	街の駅だいまん（前面部）	2区画	約2.5m×4m	空調有
3	ダイヤモンドタウン（中央部）	2区画	約3m×3m	空調無
4	旧ブティックノン（個別区画）	2室	約6m×3m	空調無、外装等改修中

※対象物件の内容は追加・変更となる場合があります。

※募集要項末尾に物件写真を掲載しています。

4. 出店実施前後の日程

～10月15日（木）	●内覧説明会の申込（電話又はメール） ※必須条件
10月16日（金）10:00～12:00 10月17日（土）10:00～12:00	●内覧説明会の実施（いずれか希望される日程） 場所：津市中央公民館研修室A（津市大門7-15）
～10月23日（金）	●出店申込書の提出（メール）
～10月27日（火）	●選考結果の通知（メール）
～11月6日（金）	●転貸借契約の締結
11月9日（月）～	●準備期間（搬入・設営）
11月13日（金）～12月13日（日）	●出店期間
～12月18日（金）	●撤収期間（搬出・清掃・原状回復）

5. 什器類・設備・安全に関すること

●什器・備品類：原則として出店者でご準備ください（事務局から貸出可能なものの詳細について、内覧説明会時にご案内します）。

●電 気 器 具：持込み器具の消費電力を事前に申告してください。特に消費電力の大きい機器は必ず事前

にご相談ください。

- 暖房器具：開放型石油ストーブ等、火気を伴う暖房器具は使用できません。電気式暖房器具（セラミックヒーター等）を事務局が一括して調達し、出店者へ無償貸与します。
- 水道・トイレ：物件により使用できない場合があります。（内覧説明会時にご案内します）。
- 消防設備：消火器や避難経路を商品や什器・備品類で塞がないでください。

6. 契約・保険・損害賠償に関すること

- 契約関係：物件所有者と事務局（業務受託者：株式会社ワークヴィジョンズ）との賃貸借契約、事務局（業務受託者）と出店者との転貸借契約を締結します。
- 出店の負担：搬入・搬出・設営・撤去に係る費用は、すべて出店者の負担となります。
- 損害賠償：盗難・紛失・火災・破損・天災その他不可抗力等による事故、雨天時の水濡れ等について、主催者（事務局）は責任を負いません。
- 保険の加入：実施期間中は、建物や設備の損壊、建物や設備の不備に起因する第三者への損害に対して補償する保険に事務局が一括して加入します（保険料等の費用は事務局が負担します）。
- 出店者の責任：食中毒や製品による事故、第三者に対する対人・対物事故については、出店者の責任となります。出店者の商品や瑕疵に起因する第三者への損害に対して補償する保険等への加入を推奨します。特に食品を販売される方は、加入をご検討ください。

7. 禁止事項・協力依頼事項

■ 禁止事項

以下に掲げる事項については、禁止することとします（転貸借契約書に規定します）。

- 申込書に記載がなく、主催者（事務局）に事前相談のない物品の販売・展示
- 指定された区画以外の無断使用、第三者による物件の無断使用
- 法令・条例に違反する行為、公序良俗に反する行為
- 風俗営業その他近隣の迷惑となる行為、反社会的勢力に活動拠点を提供する行為
- 火気、危険物の持込、著しい騒音、振動、臭気、煙、汚水の発生など近隣の迷惑となる行為
- 第三者に対する粗野又は乱暴な言動や行為

■ 協力依頼事項

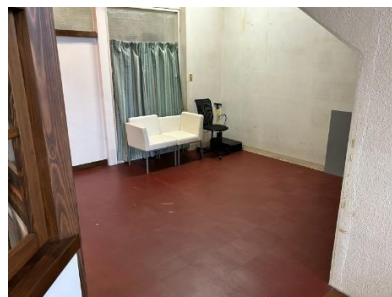
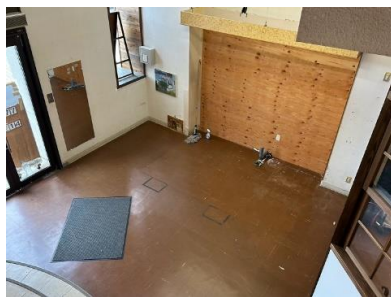
- 店内は整頓して清潔に保ち、ディスプレイ（ガーランド、テーブルクロス、ポップ、サイン等）を工夫して、沿道全体の魅力向上にご協力ください。
- 営業している日数や時間はなるべく多くなるよう、仲間同士で店番を交代する、隣接する区画と一緒に出店するなどの工夫をご検討ください。
- 本事業では、店先の道路空間の活用を推進しています。商品の陳列、看板・椅子・机・植栽の設置、本棚・趣味品の展示、実演販売などに是非ご活用ください。費用負担はなく、参加申込書の提出のみで活用いただけます（道路占用等の手続きは事務局で行います）。

8. 食品販売に関すること（保健所関係）

- 現地で調理を伴う販売、鮮魚・食肉の販売はできません。
- 弁当・惣菜・パン・菓子等は、営業許可のある施設で製造され、包装され表示のあるものに限り販売可能です。表示された保存方法を守って販売してください。
- 缶・ペットボトル飲料は、開封せずそのまま販売する場合のみ可能です。開封・コップへの移し替え、その場での抽出（コーヒー・紅茶等）はできません。
- 農産物の販売は、保健所への販売許可申請は不要です。
- 食品販売を行う場合は、申込時に営業許可証の写しをご提出ください。当日、保健所の立入り・立会い検査が行われる場合があります。
- 食品の製造・販売に関するトラブルについて、主催者（事務局）は一切の責任を負いません。

9. 物件の写真

- オーデン大門ビル（左：外観、中：区画1、右：区画2）



- 街の駅だいまん（左：外観、右：区画1・2）



（左右で分割して2区画）

- ダイモンタウン（左：外観、右：区画1・2）



（写真中央部付近に2区画）

- 旧ブティックノン
（改修中につき写真はありません）